広報あいづみさと
お知らせ版
No.67 平成23年6月15日発行
編集・発行　会津美里町広報委員会　☎55-1191
http://www.town.aizumisato.fukushima.jp

元気いっぱい！ 明神ヶ岳山開き

6月5日(日)、明神ヶ岳（1,074m）の山開きが行われ、参加者は新緑に囲まれた清々しい空気の中、山頂までの約2時間の道のりを、思い思いのペースで一歩一歩足を運んでいました。

登山道では、急な坂にも負けずに、元気よく登る、たくさんの子どもたちの姿も見られました。

募集

子育て支援センター 愛称募集

今年3月に廃所しました町立あやめ保育所を活用して、町内で初となる（保育所併設でない）単体の子育て支援センターを8月にオープンする予定です。

子育て中の親子がいつでも、だれでも気軽に利用できる居場所を提供するとともに、子育てに関する相談や一時保育などさまざまな子育て支援を行います。

これからの時代を担う子どもたちがふれあい、町民の方に親しみをもってご利用いただけるよう、わかりやすく愛着のわく愛称を募集します。

▼応募資格

会津美里町に住所を有する方

▼応募方法

任意の様式または応募用紙に、名称と簡単な説明、住所、氏名、電話番号を記入し、持参、FAX、メールもしくは郵送にて応募ください。

応募は一人1点とします。募集要項については、健康福祉課、高田・本郷支所、各保育所に備え付けてあります。

▼応募期間

6月24日㈮まで（必着）

▼応募先

〒969-6495

会津美里町鶴野辺字広町740

会津美里町役場

健康福祉課社会福祉係

（高田・本郷支所、各保育所においても受付します）

▼決定

7月上旬頃、選定された愛称の応募者に通知します。

▼賞品

記念品を贈呈（子育て支援センターオープン時に贈呈）

▼応募作品の取扱い

・応募作品は返却しません。

・採用作品の著作権、その他一切の権限は会津美里町に帰属することとします。

問・応募／健康福祉課社会福祉係（新鶴庁舎）

☎78・2112

FAX 78・2292

メール

fukushi@town.aizumisato.fukushima.jp

お知らせ

白鳳山公園内 松くい虫防除（地上散布）

町では、白鳳山公園内のアカマツを松くい虫の被害から守るため、松くい虫防除（地上散布）を行いますのでご協力をお願いします。

▼**実施期間**
6月28日(火)～29日(水)
※30日は予備日
午前5時30分～午後6時
天候により期間が延長される場合があります。

▼**入山禁止期間**
6月27日(月)午後5時～7月1日(金)午後5時

▼**実施場所**　白鳳山公園内

▼**散布薬剤**
MEP80％乳剤（スミパイン乳剤）希釈倍率180倍　自然環境に対して影響の少ない薬剤です。

▼**注意事項**
①身体に薬剤がかかった場合は速やかに石鹸等で洗い流してください。
なお、散布後、体に異常を感じた場合は医療機関（会津西病院☎56・2233）において医師の診断を受けるようにしてください。
②自動車等の塗装、墓石等に付着した場合は、しみができる場合がありますので、速やかに水洗いしてください。
③7月30日まで公園内では山菜や家畜飼料などの採取はご遠慮ください。
④蜜蜂を飼われている方は巣箱を移動してください。

問／農林課農林土木係　☎56・3914
（本郷庁舎）

お知らせ

新鶴地区　体づくり教室～基礎コース～

延期となっていました新鶴地区の「体づくり教室～基礎コース～」を実施します。
10回コースで実施しますが、第2回目以降の日程については、初回教室でお知らせします。

▼**日時**　6月29日(水)
午後1時30分～午後3時

▼**場所**　新鶴高齢者福祉センター

※運動のしやすい服装でおいでください。

問・申込／健康福祉課健康増進係　☎78・2114
（新鶴庁舎）

河川愛護デークリーンアップ作戦

「河川・海岸愛護月間」である7月の第1日曜日に環境美化作業（クリーンアップ作戦）を行います。
ふるさとの美しい川を守るため、みなさんのご協力をお願いします。

◆**日時**　7月3日(日)
午前6時～午前8時（小雨決行）

問／建設課管理係　☎56・3895

お知らせ

パンダを見に行きませんか

友好都市東京都台東区から、ふくしまに元気を与えたいと上野動物園の入場券をいただきました。
希望される方は必要枚数（大人・中学生の人数）をお伝えください。
小学生以下は無料です。先着100名様。会津美里町民のみ対象です。

▼**申込締切**　7月1日(金)
入場券のお渡しは7月中旬から。

問／商工観光課　☎56・4914　FAX56・4606
（本郷庁舎）

お知らせ

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、6月27日から7月3日までの7日間、全国一斉「子どもの110番」強化週間として、いじめや嫌がらせ、虐待、体罰などの子どもの抱える人権問題について、電話相談を実施します。相談は、人権擁護委員および法務局職員が応じます。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。
なお、強化週間以外の日（土・日・祝日を除く）においても、午前8時30分から午後5時15分まで、相談に応じていますので、ご利用ください。

▼**期間**　6月27日(月)～7月3日(日)の7日間

▼**時間**　午前8時30分～午後7時
（7月2日(土)・7月3日(日)は午前10時～午後5時）

▼**電話番号**
☎0120・007・110（フリーダイヤル）

問／福島地方法務局人権擁護課　☎024・534・1994

お知らせ

農業者戸別所得補償制度

4月から、農業者戸別所得補償制度が本格実施されました。同制度への交付申請を行っていない方は、交付申請書の提出をお願いします。
なお、営農状況（生産調整の未達成、販売する作物がない等）によっては交付の対象とならない場合がありますので、詳しくは農林課農政係までお問い合わせください。

問／農林課農政係　☎56・3914
（本郷庁舎）

催し・講座

行政書士無料相談会

福島県行政書士会市民サポートセンターの「困りごと相談」の一環として、行政書士による無料相談を行っています。

▼**内容**　相続、遺言、農地転用、契約書、その他に関すること

▼**日時**　6月20日(月)午前9時～正午

▼**場所**　ふれあいセンターあやめ荘

※相談員は、福島県行政書士会員が対応します。秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

収入が前年に比べて著しく減少した場合などに

保育料の減免制度があります

●健康福祉課（新鶴庁舎）
☎78・2112

保育料については、原則前年の両親の所得税額に応じて８つの階層に分かれていますが、収入が前年に比べて著しく減少した場合や、火災などにより住んでいる家屋が損傷した場合などに、保育料が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

減免対象基準		減免割合	減免期間	必要書類
児童の属する世帯が居住する家屋が震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受けた場合	全壊、全焼、流失、埋没等により家屋の原型をとどめないときまたは復旧不能とき	免　除	事実のあった日の属する月の翌月から12ヶ月	・罹災証明書 ・支払保険金内容が記載されている書類 ・その他の事情を証明する書類
	主要構造部分が著しく損傷し、大修繕を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の５以上の価値を減じたとき	10分の５減額	事実のあった日の属する月の翌月から６ヶ月	
	火災、水害等による水損(床下浸水は除く)の場合	10分の３減額	事実のあった日の属する月の翌月から３ヶ月	
保護者の収入が激減した場合	保護者の疾病、離職等により、次の２つの要件を満たす場合 ①世帯の収入が前年の収入に比べて著しく減少した場合（当該年の所得見込額が前年の２分の１以下） ②当該年度の所得見込額が、所得税および住民税ともに非課税と見込まれる世帯	第２階層※の保育料	申請翌月分から原則当該年度中	・原則直近３ヶ月分の給与明細書 ・その他の事情を証明する書類
その他の事情がある場合	上記に準ずる			・その他の事情を証明する書類

1「保護者の収入が激減した場合」については、当該年の所得を基準とするため、申請月以降の給与明細書等も提出してもらうことになります。
2　複数の減免措置を同時に受けることはできません。
3　平成23年４月にさかのぼって申請することができます。
※第２階層･･･保育料の階層のことで、３歳未満児は3,600円、３歳以上児は2,400円

お知らせ

適正処理困難物の回収

タイヤのホイール・チェーン等の硬質鋼材やポンプ、バッテリーなどの町で収集しないごみ、廃棄農機具などの回収を実施します。（農業用ビニールについては対象外）

▼**日時**　6月19日(日)
午前9時～11時

▼**場所**
・高田地域　除雪機械格納庫前駐車場（竹原）
・本郷地域　本郷庁舎前駐車場
・新鶴地域　新鶴庁舎西側車庫前

▼**回収業者**　町内各地域のごみ収集委託業者が行います。

▼**料金**
金額の目安は1キロ当たり55円程度です。対象物により料金が異なる場合があるのでご了承ください。なお、料金は回収業者に直接お支払いください。

▼**注意**
対象物は、排出者が当日回収場所へお持ちください。（大型で持ち運び困難なものは、回収場所で直接業者へ申し込んでください。後日、業者が回収に出向きます）

問／町民生活課（新鶴庁舎）　☎78・2113

お願い

平成22年7月～平成23年6月の

国民年金保険料の免除申請は6月30日まで

国民年金保険料の免除申請および若年者納付猶予の申請免除の承認期間は7月から翌年6月までです。（学生納付特例の承認期間は4月または誕生月から翌年3月まで）

申請が遅れると未納期間となり、「障害基礎年金」「遺族基礎年金」などが受けられない場合があります。免除申請を希望する方は、お早めに手続きをしてください。必要な書類が遅れる場合は、担当までお知らせください。

申請は、役場（町民生活課国保年金係・高田支所・本郷支所）、会津若松年金事務所（☎27・5321）で受け付けします。

▼**手続きに必要なもの**
年金手帳、印かん（本人が自署の場合は押印不要）、失業した場合は、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票などの写し、他市町村から転入の場合、前年の所得状況を証明するもの（各種控除内容が記載のもの）

問／町民生活課国保年金係（新鶴庁舎）　☎78・2113

「免除申請等が承認された場合」と「未納」では次の違いがあります

		納付	全額免除	一部納付	若年者猶予 学生特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)		○	○	○	○	×
老齢基礎年金	受給資格期間	○	○	○	○	×
	年金額に計算	○	○ (2分の1)	○ (一部)	×	×

※ 3/4 免除・半額免除・1/4 免除の承認を受けた場合、保険料はそれぞれ 1/4 納付・半額納付・3/4 納付しないと未納扱いとなります。※免除及び納付猶予等は承認されると 10 年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、免除及び猶予を受けた期間の翌年度から起算して 3 年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます）※ 未納のまま 2 年経過すると納めることができません。

お願い

ゼリー状の着火剤にご注意を！

アウトドアブームが高まる中、山や河川敷でのバーベキューをする機会が増えています。

バーベキューなどをするとき「ゼリー状の着火剤」を使用する場合があります。その際、火力が弱いからといって、着火剤をつぎ足したときに、炎が立ちあがり、衣服に引火してやけどするなどの事故が起きています。

着火剤を使うときは、炎天下では炎が見えにくいので、つぎ足しは絶対にやめ、取扱説明書をよく読んで、くれぐれも事故のないように注意してください。

問／会津美里消防署　☎54・3934

催し・講座

生涯学習「いきいき体験の旅」

夏休み期間に、会津鉄道を利用して、上野動物園と国立科学博物館に行ってみませんか。

▼**期日**　8月9日(火)、11日(木)、16日(火)

▼**対象**　町内の小学生　各回とも40人、保護者の希望者

▼**参加費**　4500円、同伴する保護者については、実費負担

※詳しい内容を記載した募集チラシは学校を通じて配布します。

受付期間は6月22日から29日まで

町営住宅入居者募集

●建設課（本郷庁舎）
☎56・3895

◆**受付期間**　6月22日(水)～6月29日(水)

◆**募集住宅**　4戸

◆**入居者資格**

○住宅に困っていること○同居する親族がいること（60歳以上の高齢者等の場合は単身入居も可能）○家賃を支払える者○税金、町使用料（水道料）等を滞納していないこと○入居しようとする世帯全員の収入総額が入居収入基準以下（月額158,000円以下）の範囲内であること

例：夫婦２人世帯の場合、年間の合計所得額が2,276,000円以下であること。（所得額2,276,000円 － 控除額380,000円）／ 12ヶ月 ＝ 158,000円（裁量階層※1該当する場合は月額214,000円以下であること）

○入居決定の際には連帯保証人２名と敷金（家賃３ヶ月分）が必要となります。

◆**申込方法**

申込書に必要事項を記入し、次の書類を添付し受付期間内に役場建設課へ申し込みください。（申込書は各支所にもあります）【添付書類】平成22年分源泉徴収票、自営の方は、平成22年分所得証明書、町様式の完納証明書（滞納がないことを証明するもの）住民票謄本・申込理由書・現住居位置図

◆**選考方法**　会津美里町営住宅入居者選考委員会により選考抽選

◆**入居時期**　7月下旬予定

◆申込書の受付後であっても書類審査・実態調査の結果、申込資格のないことが判明した場合は無効となります。また、家賃については、入居者の収入において算定されます。詳しくは建設課管理係までお問い合わせください。

※１
●入居者または同居者の中で障がいの程度が１～４級の方がいる世帯●入居者が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の世帯●小学校就学前の子供がいる世帯。

地域	団地名	号棟	階数	規模	面積㎡	建設年度	構造	駐車場	その他
高田	布才地団地	2号棟 303号室	3	3DK	60.9	S56	中層耐火 4階	1	合併浄化槽、 浴槽・ボイラーなし
		2号棟 401号室	4	3DK	60.9	S56	中層耐火 4階	1	合併浄化槽、 浴槽・ボイラーなし
	下中川団地	A棟 4号室	1	2DK	59.6	H8	木造平屋	1	合併浄化槽、 浴槽・ボイラーリース
		C2号棟 303号室	3	3DK	70.9	H10	中層耐火 4階	1	合併浄化槽、 浴槽・ボイラーなし

※駐車場使用料は家賃とは別に徴収されます。

▼**募集期間**
6月27日(月)～7月11日(月)

問／生涯学習課生涯学習係　☎54・2368
申込／会津鉄道㈱　☎36・6162

催し・講座

えごま栽培講習会

えごまの栽培面積拡大のため栽培講習会を行います。参加を希望される方は申し込みをお願いします。

▼**日時**　6月29日(水)午前9時～
※7月～11月まで計5回の講習会を予定しています。２回目以降は、生育状況をみながら、連絡します。

▼**場所**　町農業体験学習農場

▼**申込期限**　6月23日(木)

▼**参加料**　無料（1回目の参加者の方にえごま苗をプレゼントします）

※作業ができる服装でお越しください。

問・申込／農林課農政係（本郷庁舎）　☎56・3914

東日本大震災により被害を受けられた方へ

税金のお知らせ

●税務課（高田庁舎）
☎55・1145

東日本大震災により被害を受けられた方は、税金の軽減や控除の特例を受けられる場合があります。国、県、町税により、取り扱いが異なります。内容を確認のうえお問い合わせください。

国税

▼申告・納付等の期限延長

3月11日以降に到来するすべての国税の申告・納付等の期限が延長されています。

▼所得税の軽減または免除

所得税法に定める※雑損控除（住宅・家財等）、または、災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除が受けることができます。

※「雑損控除」については、平成22年分の所得税から特例により還付を受けられる場合があります。

▼源泉所得税の徴収猶予・還付

所得税の軽減または免除が受けられる方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

▼住宅借入金等特別控除の特例

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間のうち残存期間について、引き続き適用を受けることができます。

▼財産形成住宅（年金）の利子等の非課税

大震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。

▼納税の猶予

財産に相当な損害を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受ることができます。

▼予定納税の減額

平成23年分の所得税の見積額が、予定納税基準額にみたないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。

このほか、自動車が廃車となった場合の自動車重量税の特例還付や買換車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。また、被災された方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用書）、「不動産譲渡契約書」「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

詳しくは最寄りの税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページでご覧ください。

問／会津若松税務署☎27・4311
ホームページ
http://www.nta.go.jp

あなたの「ふるさと寄付金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄付金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄付金」として所得税・住民税の控除が平成23年分の確定申告時に受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄付金」として控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報ホームページをご覧ください。

◆総務省東日本大震災関連情報ホームページ
http://www.soumu.go.jp

東日本大震災により被害を受けられた方へ　税金のお知らせ

町税

▼申告・納付等の期限延長

国税・県税は申告・納付等の期限が延長されていますが、町税は通常どおり行っています。

▼住宅や家財などに損害を受けた場合の個人住民税の軽減措置

大震災より住宅・家財などに損害を受けた方は、所得税と同様に、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することにより個人住民税の軽減を受けることができます。この軽減措置は、所得税で申告した方については手続不要です。

▼住居等に被害を受けた場合の固定資産税の軽減措置

大震災により住宅が滅失・損壊した方は、その住宅の敷地の固定資産税について、引き続き住宅用地としての軽減措置を受けることができます。

また、滅失・損壊した家屋の買い換えなどされた方は、それらに係る固定資産税について軽減措置を受けることができます。

▼被災した軽自動車等の代替軽自動車に係る軽自動車税の非課税

大震災により滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得し、取得した軽自動車を主に定置する市町村の認定を受けた場合には、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

また、2輪のバイクを2輪のバイクに、小型特殊自動車を小型特殊自動車に買い換えた場合も対象となります。

※軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳しい内容や手続、震災に関する町税の取り扱いについて、不明な点があればお問い合わせください。

問／税務課　☎55・1145

県税

▼申告・納付等の期限延長

3月11日以降に到来するすべての県税の申告・納付等の期限が延長されています。

▼自動車税の定期課税の延期

平成23年度の自動車税の定期課税（例年5月課税・5月末納期限）が延期されています。延期する期間は改めてお知らせします。

なお、延期している間に車検有効期間が満了する自動車については、平成22年度の納税証明書で車検を受けることができます。

▼被災した家屋に代わる家屋等を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

大震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）に代わる家屋を取得した場合、または被災家屋の敷地に代わる家屋用の土地を取得した場合には、取得した家屋や土地が所在する都道府県の認定を受けることにより、それぞれ、被災家屋の床面積、被災家屋の敷地の面積分の不動産取得税は課されません。

▼被災した自動車の代替自動車にかかる自動車取得税・自動車税の非課税

大震災により滅失・損壊した自動車の所有者の方が、その自動車の代わりの自動車（代替自動車）を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得し、取得した代替自動車を主に定置する都道府県の認定を受けた場合には、自動車取得税及び平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となります。

また、平成23年3月11日から現在までの間に、すでに代替自動車を取得された方は、代替自動車を主に定置する都道府県に申請することにより、納付した自動車取得税の還付を受けることができます。

なお、大震災により滅失・損壊した自動車に係る自動車税および原子力発電所事故に伴う避難地域等における自動車税等の取り扱いについては、県において検討中であり、決まり次第お知らせします。

問／会津地方振興局
県税部課税第一課　☎29・5254
（不動産取得税）
県税部課税第二課（自動車税・自動車取得税）　☎29・5261
管理課（納税証明書）　☎29・5235

年に１回必ず健康診査（検診）を受けましょう

●健康福祉課（新鶴庁舎）☎７８・２１１４
●町民生活課（新鶴庁舎）☎７８・２１１３

平成20年度より、基本健診が年齢によって、「特定健康診査（特定健診）」、「健康診査」という名称となり、各保険者に健診が義務付けられました。今年度も、「特定健診」と75歳以上の方の「後期高齢健康診査」には、町保健センターなどで受診する集団検診のほかに、指定した医療機関で受診する施設（個別）検診を実施します。年齢、加入保険などにより名称、受診方法が異なり複雑になっていますが、左の表を参考にしてください。

基本的な健診以外は、加入している保険に関係なく町の健診（検診）を受診できます。

みなさんの健康管理のため、町の健診をご活用ください

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方へ

▼特定健康診査受診券について

健診意向調査時に「町の集団検診」を希望された方へは、特定健診受診整理番号が付番された受診録を送付します。

特定健診対象者で希望しなかった方へは、多くの方に特定健診を受けていただくために受診券をお送りします。受診券と保険証を受付で提示することで、町の集団検診を受けることができます。

４月２日以降に国保に加入された方には、受診券を送付しませんが、受付に保険証を提示することで健康診査を受診することができます。

◆総合検診（町の集団検診）の日程

対象地域	会　場	期　日
新鶴	新鶴高齢者福祉センター	6月25日～6月28日
本郷	本郷老人福祉センター	6月30日～7月５日
高田	町保健センター	7月７日～９日、13日～16日、19日～22日

※受付時間は午前7時30分～9時30分

▼施設（個別）検診を希望される方へ

健診意向調査時に「町の施設検診」を希望された方へは、受診券とあわせて受診方法等詳細について個別に通知します。

検査内容は、特定健康診査のみのため、胸部検診・胃がん検診などは含まれませんので、希望される方は集団検診で受診してください。

▼人間ドックを希望している方へ

医療機関によって検査項目に若干の違いがあります。ドックの検査項目に含まれていない検査については、集団検診で受診できます。（後期高齢者人間ドックも同様です）

後期高齢者医療保険に加入している方へ

▼受診券について

健診意向調査時に「町の集団検診」を希望された方へは、受診録を送付します。

▼健診意向調査時に「町の集団検診」を希望されなかった方

受診録は送付されませんが、後期高齢者医療保険の加入者であれば、保険証を受付に提示することで、町の集団検診を受けることができます。

▼施設（個別）検診を希望される方へ

施設検診は、受診する方が直接医療機関へ連絡し、受診日を決めます。ただし、坂下厚生総合病院を希望された方は、受診方法など詳細については、町より受診日を連絡します。

なお、受診券とあわせて個別に郵送します。検査内容は、特定健診の検査項目と同様です。

受診方法・料金

※健診意向調査時に「集団検診」を希望された方には受診録を送付します。
※申し込みのなかった方も、受付で保険証を提示することで受診できます。

◆健康診査（39歳まで）

年齢	加入の医療保険	受診方法	受診時に必要なもの	料金
34歳以下	国保	町の集団検診	総合検診受診録	2,000円
	国保以外（被扶養者）			
35～39歳	国保	町の集団検診	総合検診受診録	700円
	国保以外（被扶養者）			
35歳以上生活保護世帯		町の集団検診	総合検診受診録	無料

◆特定健康診査（40歳から74歳まで）

年齢	加入の医療保険	受診方法	受診時に必要なもの	料金
40～74歳	国保	町の集団検診（町内3箇所で実施）	総合検診受診録（特定健診受診番号記載）または特定健診受診券、保険証	700円
		町の施設（個別）検診（町指定の医療機関で特定健診の検査項目を受診するもの）	特定健診受診券、保険証	700円
		町の助成による人間ドック（総合的な検査項目を受診するもの。特定健診項目を含む）※受付は終了	人間ドック決定通知書、保険証（決定通知書の日程により受診）	個人負担額
	国保以外（被扶養者）	協会けんぽ、共済組合などの被扶養者の方は、受診方法について保険者または事業所へ確認ください。	受診券、保険証（町の集団検診での受診が可能な場合）	個人負担額

◆後期高齢健康診査（75歳以上）

年齢	加入の医療保険	受診方法	受診時に必要なもの	料金
75歳以上	後期高齢者医療保険	町の集団検診（町内3箇所で実施）	総合検診受診録（健康診査受診番号記載）、保険証	無料
		町の施設（個別）検診（町指定の医療機関で特定健診の検査項目を受診するもの）	後期高齢健康診査受診券、保険証	無料
		町の助成による人間ドック（総合的な検査項目を受診するもの。特定健診項目を含む）※受付は終了	人間ドック決定通知書、保険証（決定通知書の日程により受診）	個人負担額

◆健康診査以外の検診（加入している医療保険に関係なくどなたでも受診できます）

検診名	該当年齢	受診時に必要なもの	料金
胸部検診（結核健診）	40歳以上	総合検診受診録	無料
肺がん検診（喀痰検査）	40歳以上		300円
胃がん検診	35歳以上		400円（３４歳以下の方1,200円）
大腸がん検診	40歳以上		200円
B型C型肝炎ウイルス検査	40歳以上で今までに受けたことのない方（治療中の方を除く）		無料

募集

しあわせ金婚夫婦表彰募集

福島県老人クラブ連合会、福島民報社、町が主催となり、金婚を迎えるご夫婦に表彰状と記念品を贈り祝福します。

▼**表彰該当者**
昭和36年に結婚し金婚50年を迎えた夫婦。また前回まで申請の手続きをしなかった金婚夫婦。

▼**受付期間**
6月15日(水)～7月20日(水)

▼**申込方法**
次の窓口に備え付けの用紙に住所、氏名、結婚年月日等必要事項を記入して申し込みください。

▼**申込場所**
各地区社会福祉協議会の窓口、役場各支所、健康福祉課

▼**表彰**
9月10日の敬老会で表彰します。

問／健康福祉課高齢福祉係 ☎78・2112
(新鶴庁舎)

催し・講座

会津美里町ウォーキング大会

日本ウォーキング協会では、全国にある1800の市町村で家族や地域社会の人たちがウォーキングを通じて健康、活力を促進しようという運動に取り組んでいます。

会津美里町でも、各地のウォーキング愛好家のみなさんと一緒に町内のウォーキングコースを歩いて交流を図ろうと大会を開催します。

▼**日時** 6月26日(日)午前9時30分～

▼**場所** 門前町駐車場広場

▼**コース** 10kmと5kmコース、門前町駐車場広場をスタート、ゴールとして、宮川河川公園トリムコースを歩きます。

▼**参加費** 300円(保険料)
(中学生以下無料) 飲料水、おやつ、雨具、帽子などは各自ご準備ください。

▼**申込期限** 6月25日(土)

問・申込／会津美里町ウォーキング協会
戸倉 ☎54・2746
齋藤 ☎54・6502
浅野 ☎54・3585

休日当番医

◆**両沼地域**

6月26日(日)
星医院(会津坂下町) ☎83・2136

7月3日(日)
金山町国保診療所 ☎0241・54・2031

7月10日(日)
あかぎ内科消化器科医院(会津坂下町) ☎83・0303

7月17日(日)
佐藤整形外科医院(会津坂下町) ☎83・1155

7月18日(祝)
吉川医院 ☎56・3358

◆**若松地域**(内科系・小児科・外科系の順)

6月26日(日)
鈴木内科消化器科クリニック ☎33・6100
いとう子どもクリニック ☎27・4601
鏡渕外科胃腸科 ☎27・3225

7月3日(日)
二瓶クリニック ☎58・3885
わたなべクリニック ☎24・0506
はせがわ整形外科クリニック ☎56・2882

7月10日(日)
丸山内科小児科医院 ☎27・5553
森田小児科医院 ☎27・7686
仙波耳鼻咽喉科医院 ☎26・4133

7月17日(日)
くらしげ内科小児科医院 ☎39・3550
扇町渡部小児科アレルギー科医院 ☎25・5515
やまうち整形外科クリニック ☎85・7442

7月18日(祝)
あらい内科循環器科クリニック ☎29・1133
浜崎小児科医院 ☎27・0951
あいづ整形外科リハビリテーションクリニック ☎28・1205

※夜間急病センター ☎28・1199
高田厚生病院 ☎54・2211
坂下厚生総合病院 ☎83・3511

この3医療機関は当番日以外でも急病者は診察しています。当番医療機関は変更となることがありますので、受診する際は医療機関に確認してください。